

学校感染症による出席停止について

医師により下記の病気の診断を受けた場合は、学校保健安全法第 19 条に基づき、感染のおそれがある間は出席停止となります。なお、出席停止期間は欠席とみなしません。

病気が治癒し、医師から登校の許可がでましたら、「登校許可証明書」を主治医に記入してもらい学校へ提出してください。また、インフルエンザの場合は、「インフルエンザ（疑いを含む）治癒報告書」を、新型コロナウイルス感染症の場合は、「新型コロナウイルス感染症治癒報告書」を保護者が記入し学校へ提出してください。

出席停止期間の基準は下記のとおりです。しかし、医師等が認めた場合はこの限りではありません。

| 種類 | 感染症名 | 出席停止期間の基準 |
|-------|---|---|
| 第 1 種 | エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ | 治癒するまで |
| 第 2 種 | インフルエンザ | 発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日経過するまで |
| | 新型コロナウイルス感染症 | 発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日経過するまで |
| | 百日咳 | 特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで |
| | 麻疹 | 解熱した後 3 日を経過するまで |
| | 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） | 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで |
| | 風しん | 発しんが消失するまで |
| | 水痘（みずぼうそう） | すべての発しんが痂皮化するまで |
| 第 3 種 | 咽頭結膜熱 | 主要症状が消退した後 2 日を経過するまで |
| | 結核 | 病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで |
| | 髄膜炎菌性髄膜炎 | |
| | コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症 | |